

平成23年分

所得税確定申告書の無料申告相談会(パソコンによる申告書作成)および自書申告説明会

相談会、説明会を利用して早めの申告を

給与所得者、年金受給者を対象に税理士による無料申告相談会を、左の上表のとおり行います。

相談会では、補助者の付き添いのもと、パソコンで申告書を作成。パソコンで簡単に申告書作成と提出(送信)ができるので、ご利用をお勧めします。

●給与所得者(医療費控除・住宅借入金等特別控除・年末調整未済)、年金所得者(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合は除く)。

※2月16日(木)～3月15日(木)の確定申告期間中は、各申告会場が大変込み合いますので、この相談会のご利用をお勧めします。

また、自書申告説明会では、講義形式で確定申告書の記載方法の説明を行い、自書記載により申告書を作成しますので中途の入場はできません。必ず開始時間までにご来場ください。説明会の日程は左の下表のとおりです。

●無料申告相談会●

期日	会場	午前10時～正午	午後1時～4時
2月7日(火) ～ 2月10日(金)	イオンモール 千葉ニュータウン 3階イオンホール	パソコン活用による無料相談	

※入退場自由。受け付けは午後3時30分まで。

●自書申告説明会●

期日	会場	午前10時～正午	午後1時～4時
2月6日(月)	ふれあいセンター いんば3階会議室	①年金所得	②医療費控除

※講義形式で行いますので、開始時間までにお集まりください。途中入退場はできません。

また、座席数に限りがありますので、満席になり次第受け付けを終了する場合があります。

申告書は1月下旬に配置

平成23年分の所得税の確定申告書は1月下旬から、市役所市民税課に配置します(配置日は1月15日号でお知らせします)。

市内の各支所・出張所にも配置しますが、数に限りがありますので、ご了承ください。

市市民税課市民税班(☎内線317～319、329)。

自書申告説明会では個別での相談は行いませんが、申告書が完成した場合は、その場で提出することができます。

●内容および対象：次のとおり。

①年金所得：収入が年金のみ、または給与および年金の両方のある人で、「住宅借入金等特別控除」のない人の還付申告(医療費控除の説明もあります)。

②医療費控除：収入が給与のみで「医療費控除」を受ける人の還付申告。

●持参するもの(相談会、説明会共通)：筆記用具、電卓、印鑑、源泉徴収票、生命保険・地震保険の控除証明書、国民健康保険税、介護保険料などの支払金額の分かるもの、国民年金保険料控除証明書など、「医療費控除(医療費は集計しておいてください)」または「住宅借入金等特別控除」など還付を受けるために必要な書類、申告者名

義の銀行などの口座番号の分かるもの。

ご利用ください

成田税務署・確定申告書作成会場

平成23年分の所得税、贈与税、個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場はイオンモール成田(成田市ウィングス土屋24)で行います。この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けません。

●2月1日(水)～3月15日(木)：午前9時～午後5時(受け付けは午後4時まで)。

●土・日曜日および祝日を除く2月19日(日)および2月26日(日)に限り、確定申告の相談と受け付けを行います。

●イオンモール成田2階イオンホール。

●車で来場の場合、午前9時から午前10時までは、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。

●バスを利用する場合は、京成成田駅前6番のりば(バス)か

なお昨年の申告書の控も参考になります。

成田税務署(☎5151・個人課税部門)。

●電話は自動音声で案内します。音声案内に従い、「2番」(税務署)を選択してください。

●正午から午後1時の間は、職員が交代で対応するため、お待ちいただくことがあります。

●なお、会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。また、会場では納税証明書を発行しません。提出する確定申告書について納税証明書が必要な場合は、確定申告書提出する前に職員にお申し出ください。

●1月4日(水)～1月31日(火)の間は、税務署内に確定申告書作成会場はありませんので、お待ちいただく場合があります。

●成田税務署(☎5151)。

●電話は自動音声で受け、用件に応じて担当者がこたえます。

国税電子申告(e-Tax)でカンタン申告

e-Taxは、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、申告や届出などができる便利なシステムです。平成23年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると所得税額から最高で4,000円の控除を受けられることができます。(平成19年分から平成24年分の確定申告でいずれか1回。平成24年分

は最高3,000円) また、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院の名称・支払い金額など)を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。還付されるまでの期間が短縮されるなどの利点があります。

詳しくは、国税庁のホームページ

ページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。成田税務署までお問い合わせください。

●国税庁のホームページから申告書が作成できます

●国税庁のホームページを開き、確定申告書などの作成コーナーから、自宅で確定申告書を作成することができるようになりました。

●確定申告書は自分で作成し早めに提出

●所得税の還付申告は1月4日(水)から税務署で受け付けています。所得税の確定申告は2月16日

e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用されるみなさんへ

e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)・電子証明書の取得が必要です。

●市では、平日来庁できない人のために、左記の土曜日に市民課ならびに印旛支所市民福祉課を開庁し、申請を受け付けます。

●2月4日(土)、3月3日(土)：いずれも午前8時30分～午後3時(手続きに時間がかかります)ので、両日とも申請は3時までにお願います。

●2月18日(土)・午前8時30分～午前11時(手続きに時間がかかります)ので、申請は11時までにお願いします。

●印旛支所(美瀬)市民福祉課。●申請の際、本人確認とパスワード設定を行います。必ず申請者本人が手続きしてください。

●必要なもの：次のとおり。

防災行政無線の無料テレホンサービスを開始

11月1日から、防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス(フリーアクセス)が無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、

☎0800-800-0864

をご利用ください。操作方法の説明は、メッセージで確認できます。※これまでの防災行政無線テレホンサービス(☎2900)を利用した場合、通話料は利用者負担となります。

☎防災課防災班(☎内線454)。

●3月15日(木)の1カ月間で受け付けますが、期間中の確定申告書作成会場は、大変混雑します。

●医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告は、お早めに済まされることをお勧めします。

●東日本大震災に係る雑損控除等の申告について

震災による雑損控除などの確定申告をする人は、市の会場では対応できない部分もあるので、早めに左記へご相談ください。成田税務署(☎5151)。

電子証明書の有効期間にご注意を

e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。

●有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。

●平成21年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。

●すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人はご自分の電子証明書の有効性を確認してください。

●有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp)の「オンライン窓口」の中で確認できます。

●市民課住民記録班(☎内線234・237)。